

兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例

令和5年2月22日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2の規定に基づき、管理監督職勤務上限年齢等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第2条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の管理職員等の範囲を定める規則（平成19年神戸市人事委員会規則第7号）第2条に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第3条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。